

関西広域連合規約の変更について

1. 変更の理由

関西広域連合が取り組む7つの分野について、広域スポーツの振興を観光および文化の振興に加え、一体的な政策目標として取り組むため、広域連合の処理する事務に「スポーツの振興」を追記するとともに、また、「スポーツの振興」に伴う経費の負担割合の規定について、所要の変更を行うものです。

2. 変更の概要

広域連合の処理する事務として、規約第4条第1項の該当する各号および別表(第20条関係)に「スポーツの振興」を明記する。

① 広域にわたる計画策定(第1号関係)

・「スポーツの振興」に関する計画の策定および実施に関する事務を追加

② 観光及び文化の振興に、「スポーツの振興」を加える(第3号関係)

・スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるものを追加

③ 「スポーツの振興」に係る経費の負担割合の規定(別表関係)

・文化振興と同様、人口割10分の5、均等割10分の5

3. スケジュール(案)

○H27年3月 連合委員会で規約改正案を決定

○H27年5月～7月 構成団体の議会において規約変更の議案上程

○H27年7月 広域連合から総務大臣へ規約変更の許可申請



関西広域連合規約新旧対照表 (変更部分抜粋) (案)

変 更 前	変 更 後
関西広域連合規約 (平成22年総行市第250号)	関西広域連合規約 (平成22年総行市第250号)
第1条~第3条 (略)	第1条~第3条 (略)
第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。	第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。
(1) 広域 (2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。) にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画 (第6条に規定する広域計画を除く。)	(1) 広域 (2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。) にわたる防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画 (第6条に規定する広域計画を除く。)
(2) 広域にわたる防災に関する事務 (感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。) のうち、次に掲げるもの	(2) 広域にわたる防災に関する事務 (感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。) のうち、次に掲げるもの
ア 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号。以下本号において「法」という。) 第48条第1項に規定する防災訓練に関する事務	ア 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号。以下本号において「法」という。) 第48条第1項に規定する防災訓練に関する事務
イ 法第49条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄に関する事務	イ 法第49条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄に関する事務
ウ 災害が発生した場合における防災に係る事務の実施に対する支援及び調整に関する事務	ウ 災害が発生した場合における防災に係る事務の実施に対する支援及び調整に関する事務
エ 防災に資するための人材の育成に関する事務	エ 防災に資するための人材の育成に関する事務
オ 感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務	オ 感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務
カ 防災に係る調査研究に関する事務	カ 防災に係る調査研究に関する事務
(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの	(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
ア 通訳案内士法 (昭和24年法律第210号) に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条 (第1項を除く。) から第34条までに規定する事務	ア 通訳案内士法 (昭和24年法律第210号) に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条 (第1項を除く。) から第34条までに規定する事務
イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 (平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。) に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの	イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 (平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。) に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの
(7) 法第4条 (第3項を除く。) に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務	(7) 法第4条 (第3項を除く。) に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務
(4) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務	(4) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務
ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条 (第1項を除く。) から第20条まで (法第24条で準用する場合を含む。) に規定する事務	ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条 (第1項を除く。) から第20条まで (法第24条で準用する場合を含む。) に規定する事務
エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの	エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの
オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの	オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの
カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの	カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの

関西広域連合規約新旧対照表（変更部分抜粋）（案）

変 更 前	変 更 後
<p>キ 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4) ～ (9) (略)</p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>第5条 ～ 第21条 (略)</p>	<p>キ 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>ク スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4) ～ (9) (略)</p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>第5条 ～ 第21条 (略)</p> <p>附 則 (平成27年 月 日総行市第 号)</p> <p>この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p>
<p>別表 (第20条関係)</p> <p>第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費</p>	<p>別表 (第20条関係)</p> <p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</p> <p>人口割 10分の5 宿泊施設数割(文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割) 10分の5</p>
<p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>